

# 「子ども・子育て支援金」制度

令和  
8年4月分  
より

とは

一般保険料と併せ

## 子ども・子育て支援金の納付を

お願いいたします



子ども・子育て支援金って何？



子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。国は、支援金を財源として、子ども未来戦略「加速化プラン」を実施します。加入者の皆さんには、**支援金の納付**をお願いいたします。

### 加速化プランの施策

- 妊婦のための支援給付（出産・子育て応援交付金）
- 出生後休業支援給付率の引き上げ（育休給付率の手取り10割相当の実現）
- 育児時短就業給付（育児期の時短勤務の支援）など

いつから始まるの？



子ども・子育て支援金は、**令和8年4月分保険料**より一般保険料・介護保険料と併せて徴収されます。納入告知書（請求書）には、一般保険料、介護保険料に続き、**第3の費目**として追加されます。

一般保険料

+

介護保険料  
(介護納付金分)

+

子ども・子育て支援金  
(子ども・子育て支援納付金分)

負担はどのくらいになるの？



支援金の額を決める支援金率は、令和8年度からスタートし、令和10年度にかけて**0.4%程度**に段階的に上がることが想定されています。ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりで増え続けることはありません。なお、支援金は**事業主と被保険者が折半**して負担します。

1人当たり負担額（標準報酬月額 × 支援金率＝毎月の負担額）

例) 標準報酬月額が30万円、支援金率が0.4%の場合

$$30\text{万円} \times 0.4\% = 1,200\text{円}/月$$

事業主負担 600円

被保険者負担 600円

※賞与からも別途徴収されます。

健保組合の給付に使われる？



子ども・子育て支援金は、健保組合などの医療保険者が保険料として徴収し、納付することが法律で定められています。法律上、保険料として規定されていますが、健保組合が加入者のために行う**保険給付**や**保健事業に充てることはできません**。健保組合は、国の代わりに徴収し、納付する役割だけを担います。